

令和5年第1回定例会

美郷町議会会議録(第1号)

令和5年3月2日

美郷町議会

令和5年第1回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和5年3月2日（木曜日）

◎開会日時 令和5年3月2日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和5年3月2日 午前11時59分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	9番	甲斐 秀徳君
10番	川村 嘉彦君	11番	山本 文男君

◎欠席議員 なし

◎欠 員 8番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 5番 中嶋奈良雄君 6番 川村 義幸君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖 君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和5年第1回美郷町議会定例会 議事日程（第1）

令和5年3月2日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
5番 中嶋 奈良雄 議員
6番 川村 義幸 議員
- 日程第2 会期の決定
3月2日 ～ 3月16日 15日間
- 日程第3 諸般の報告
(1) 議長
(2) 入郷地区衛生組合議会議員
(3) 宮崎県北部広域行政事務組合議員
(4) 日向東臼杵広域連合議会議員
(5) 総務厚生常任委員長
(6) 文教産業常任委員長
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
答 申
- 日程第5 同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の
選任について
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第6 同意第2号 東臼杵郡公平委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 東臼杵郡公平委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第4号 東臼杵郡公平委員会委員の選任について
提案理由説明、一括質疑、一括討論、個別採決
- 日程第9 議案第4号 工事請負契約の締結について
提案理由説明

- 日程第 10 議案第 5 号 工事請負契約の変更について
提案理由説明
- 日程第 11 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(石峠レイクランド交流施設)
提案理由説明
- 日程第 12 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(西郷歯科診療所)
- 日程第 13 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(北郷歯科診療所)
提案理由説明
- 日程第 14 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(清翠園)
提案理由説明
- 日程第 15 議案第 10 号 八峽辺地総合整備計画の変更について
提案理由説明
- 日程第 16 議案第 11 号 北郷平山木工団地の財産(土地)の無償貸付について
提案理由説明
- 日程第 17 議案第 12 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 18 議案第 13 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 19 議案第 14 号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 20 議案第 15 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 21 議案第 16 号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 22 議案第 17 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 23 議案第 18 号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 24 議案第 19 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 25 議案第 20 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算（第 10 号）

提案理由説明

日程第 26 議案第 21 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 27 議案第 22 号 令和 4 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 28 議案第 23 号 令和 4 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 29 議案第 24 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）

日程第 30 議案第 25 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 31 議案第 26 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）

提案理由説明

日程第 32 議案第 27 号 令和 5 年度美郷町一般会計予算

日程第 33 議案第 28 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 34 議案第 29 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業

日程第 35	議案第 30 号	特別会計予算 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業 特別会計予算
日程第 36	議案第 31 号	令和 5 年度美郷町簡易水道事業 特別会計予算
日程第 37	議案第 32 号	令和 5 年度美郷町農業集落排水事業 特別会計予算
日程第 38	議案第 33 号	令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所 事業特別会計予算
日程第 39	議案第 34 号	令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事 業会計予算

提案理由 施政方針の説明

会 議 録

令和 5 年 3 月 2 日
午前 10 時 00 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

この 3 月定例会に小路 文喜議員の声を聞くことができないことを残念に思います。

小路議員は、議会が言論の府であり議員活動の基本が言論であることを身を持って示してこられました。挙手して立ち上がる姿が目には浮かびます。心から御冥福をお祈りいたします。

また、町長におかれましては、約 1 か月に及ぶ手術と一定のリハビリを終え、役場に戻ってこられました。お見舞いを申し上げます。リハビリは、当分続くようですが、今後とも町のかじ取りをよろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は 10 名であります。

【議長 山本 文男】

ただいまから、令和 5 年第 1 回美郷町議会定例会を開会します。

【議長 山本 文男】

なお、政府は、新型コロナウイルス感染対策としてのマスク着用を今月 13 日から個人の判断とすることにしていきます。

議会では、5 月 7 日までの会議は、原則マスクを着用するとの申合せとしました。執行部の皆様も御協力をお願いします。

また、町長につきましては、療養明けでありますので、自席や座ったままでの発言を認めます。体調によって御自身で御判断ください。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、5 番 中嶋 奈良雄議員、6 番 川村 義幸議員を指名いたします。

【議長 山本 文男】

日程第 2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、

委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】
議長。

【議長 山本 文男】
議会運営委員長 中嶋 奈良雄議員。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】
令和5年第1回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御報告いたします。
会期については、本日から3月16日までの15日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところですが、
以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 山本 文男】
委員長の報告が終わりました。
お諮りします。
本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】
異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月16日までの15日間に決定いたしました。
会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

【議長 山本 文男】
日程第3 諸般の報告を行います。
本日まで受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。記載のとおり処理しましたので、報告します。

【議長 山本 文男】
地方自治法第235条の2、第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されています。
朗読は省略します。
議長報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告といたします。

【議長 山本 文男】
次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向・東白杵広域連合議会議員及び宮崎県北部広域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

【議長 山本 文男】

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ報告の申出があります。

【議長 山本 文男】

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄議員。

【総務厚生常任委員長 中嶋 奈良雄】

総務厚生常任委員会の調査の報告をします。

1. 調査日 令和5年1月17日（火）
2. 調査場所 北郷支所林業センター研修室他
3. 調査目的 認可外保育施設の概要と
「もうひとつのこどもえん y a t t a r a（ヤッタラ）」の
運営状況について
4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局
5. 参集者 町民生活課担当者 こども園代表者
6. 調査の概要
認可外保育施設と公立保育施設の制度の違いと、
認可外保育施設 y a t t a r a（ヤッタラ）の運営状況について説明を受けた。

（考察）

待機児童解消を目的に、認可外保育施設制度ができた。

この制度は、国の基準ではなく、県の基準によって認可を受ける保育施設であるとの説明を受けた。

y a t t a r a（ヤッタラ）は、町内で初めて、その制度により設立されたこども園で、令和4年4月から民間により運営されており、補助額の限度があるが、保育料の無償化の対象となっている。

このこども園は、昔のように子供たちだけでの遊びなどの活動を保護者や地域で見守りながら育てる、その延長にあるような運営であると感じた。

まず、子供たちの活動の中で、自然とできたルールを尊重しながら、それを職員が見守り、子ども間のトラブルは当人同士で解決させ、必要があるときに子供を諭すようにしているようであり、大きな事故がないようにはしているが、その他は、自由にさせているようであった。

現在、日之影町などの町外からも含め9名の子供が通っている。

また、このこども園に共感して保護者の移住希望が多いとのことで、人口減対策にもつながっているようであった。

公立保育園との関係や資金面など、こども園の運営に課題はあるようではあったが、一つの子育ての在り方として、しっかりと注視していく必要がある。

ると思った。
以上で、報告を終わります。

【議長 山本 文男】

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

【文教常任委員長 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

文教産業常任委員長 那須 富重議員。

【文教常任委員長 那須 富重】

それでは、総務厚生常任委員会の調査の報告をします。

1. 調査日 令和5年2月1日（水）
2. 調査場所 島根県邑南町
3. 調査目的 地区別戦略の取組について
4. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局局長、書記
5. 調査の概要（意見）

邑南町地域みらい課、実践組織の合同会社出羽から地区別戦略の取組について説明を受けた。

（考察）

邑南町の面積は419キロ平方メートルと本町とほぼ同じで、人口は約1万人である。

邑南町は、行政区を12公民館で組織して、その公民館全てに町職員を3名配置して、住民が学びながら課題を抽出し、それを解決して地域づくりを行っている。

また、公民館単体に地区社協があり、本町とは町の仕組みが大きく違い、その仕組みが地区別戦略の土台になっていると感じた。

さらに、邑南町は合併した翌年の平成17年に「夢づくりプラン」を公民館で作成し、地域の自立力向上を図っている。

邑南町のまちづくりの基本理念が地域コミュニティであり、その一つが平成27年からの地区別戦略事業であると感じた。

邑南町の地区別戦略は、地域の合意形成ができ、「人口減少に歯止めをかける事業」と「交流人口の増加に寄与する事業」と明確にしている。また、令和2年からは「次世代につながる賑やかな地域創出」を取組に加えている。

また、事業助成はコンペでやる気のある実践組織に支援をしており、その事務人件費にも手厚い助成をしているのが特徴的であった。

視察した、出羽公民館の実践組織は、平成25年に合同会社を設立、現在、出資社員は17名であった。

事業は、中山間直接払交付金対象の耕作放棄地の活用や就農支援、空き家の賃貸や起業支援などを行っており、中山間直接払交付金も貴重な運営資金になっているようだ。

また、実践組織は独立しているが、空き家の片づけやイベントなどの公

民館や地区社協と連携しての取組を重視しているようだった。

邑南町の取組を参考に、本町独自の取組を構築する必要があると思うが、本町の地区別定住戦略の目的である「人口減少に歯止めをかける」ことや、助成がなくなっても「継続した活動ができる」ことが、実践組織にしっかりと認識されているのか、また、そういった方向で進んでいるのか、検証する必要があると実感した。

以上で、報告を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、諸般の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
町長より、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。本日から16日まで15日間の会期で、令和5年第1回の議会定例会ということになります。長丁場ではありますが、よろしくお祈りを申し上げます。

議長が冒頭、挨拶の中で申し上げましたけど、小路議員が御逝去をされました。本当に残念なことであります。議員にとっていろいろと、まだまだしたいこと、そして要望したいこと、そして町民のために頑張りたいこと、いろいろあったかと思えます。その無念さは本当にいかばかりかと思うところであります。その遺志を引き継ぎながら、議会議員そして私、執行部、町民のために一丸となって頑張る必要があると、そういうふうと思うところであります。本当に小路議員の御冥福をお祈り申し上げます。

話は変わりますが、昨日ですかね、日本穀物検定協会の食味ランキングということがあって3年連続の特Aを取ってきたんですが「残念ながらという話で「Aということで西北山間地域でありますAと。それと、霧島地区もやはり残念ながらAということで、今回、宮崎県の中で特Aを取ったというところはないということですが、まだまだこれから先にもずっと米づくりは続くわけでありまして、その中で米農家さんに頑張っていただきたいなというふう思うところであります。

それから私ごとになりますが、30日間くらいの療養ということで、股関節の手術をいたしました。まだまだ直っておりませんというか、手術した部分はいいんですけど、今度、反対側が痛くなってきたということもありますので、この痛みと付き合いながら、また時間が許せば手術をして本来に戻そうかなと思っておりますので、御了解を得たいと思います。

それでは、諮問第1号であります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

御承知のとおり、人権擁護委員は国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命とすることとされております。

現在、本町では、4名が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されておりますが、このうち1名が令和5年6月末をもちまして任期満了となります。

今回、現委員の西郷在住、黒木良昭氏の6月末の退任に伴い、その後任として西郷在住、松浦純子氏を推薦したく提案するものであります。

松浦氏は、昭和60年4月から旧西郷村職員として勤務されて以来、公正忠実に職務を遂行され、令和4年3月に美郷町役場を退職されました。松浦氏は、人格識見高く強い責任感をお持ちであり、最適任者として考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上で説明を終わります。

次の提案からは、自席からさせていただきます。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第5 同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

美郷町固定資産評価審査委員会の委員として、長年、御貢献いただいております中塩屋敏幸氏が、去る1月3日に御逝去されました。中塩屋氏の御功績に感謝申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

中塩屋氏の御逝去に伴い、固定資産評価審査委員会に欠員が生じたことから、若田徳子氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

若田氏は、長年にわたり美郷町役場に勤務され、行政経験と知識が豊富な方で、誠実かつ真面目な人柄であり、委員として適任であると考えます。

なお、任期は残任期間である令和6年2月19日までとなります。よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第6 同意第2号 東白杵郡公平委員会委員の選任について

日程第7 同意第3号 東白杵郡公平委員会委員の選任について

日程第8 同意第4号 東白杵郡公平委員会委員の選任について

【議長 山本 文男】

お諮りします。

同意第2号から同意第4号までの3件を一括議題にし、一括して質疑、一括して討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、同意第2号から同意第4号までの3件は一括議題にし、一括して質疑、一括して討論を行うことに決定しました。

3件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは同意第2号から第4号東白杵郡公平委員会委員の選任について、3つの同意議案を一括して提案理由を申し上げます。

東白杵郡公平委員会は3人の委員で構成され、職員の給与や勤務条件に係る措置要求の審査などを行う行政委員会の一つとして、地方公務員法第7条第4項の規定に基づいて、門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村及び入郷地区衛生組合の2町2村1

組合で共同設置された機関であります。

本会の委員の選任につきましては、東臼杵郡公平委員会の共同設置に関する規約第4条の規定に基づき、共通の候補者を議会の同意を得た上で選任することになっておりますが、現委員は、令和4年3月31日で任期満了となります。

このため、関係町村において、後任の人選を進めてきた結果、1人の委員は再任、2人の委員は新任として、それぞれの町村等の議会に提案することとなりました。

そのうち、門川町の本田芳秋氏につきましては、現委員であり、識見ともに優れ、委員長職務代理として委員の任務も熟知されております。

また、新任のうち本町の黒木忠幸氏につきましては、昭和55年4月から西郷村役場職員として勤務されて以来、町民生活課参事等を歴任され、公正忠実に職務を遂行され識見ともに優れた方であります。

また、諸塚村の谷川重人氏につきましては、諸塚村役場において議会事務局長等を歴任され人格識見高く強い責任感をお持ちであります。

以上、3名につきましては、公平委員として最適任者と認められており、関係する町村長から推薦を受けておりますので、御理解賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、委員の任期は4年となっており、同意いただいた後の任期は令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年となります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、同意第2号 東臼杵郡公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、同意第2号 東臼杵郡公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

続きまして、同意第3号 東臼杵郡公平委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、同意第3号 東臼杵郡公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

続きまして、同意第4号 東臼杵郡公平委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、同意第4号 東臼杵郡公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第9 議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第4号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和4年度4年災台風14号1号箇所その他林道阿切線災害復旧工事であります。

去る2月15日、町内Aクラス6業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、株式会社 田村産業 代表取締役田村義久と6,963万円で工事請負契約を締結するものであります。

工事につきましては、崩壊した路側とのり面の安定を図るため、ブロック積と植生機材吹付を施すこととしております。

以上、今回発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第10 議案第5号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第5号、工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和4年6月6日に株式会社 吉田建設産業と契約を締結した、令和4年度3年災（5月豪雨災1号箇所）奥地林道 鳥の巣線（2工区）災害復旧工事の変更契約であります。

林道鳥の巣線は、令和4年9月の台風14号の影響により起点側の路体が120メートルにわたり消失し、その路体復旧に数年を要することから、橋梁の新設及び補修は困難と判断したため、工事請負代金1億6,883万5,895円を減額するものであります。

以上、今回の契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第11 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（石峠レイクラ
ンド交流施設）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（石峠レイクラ
ンド交流施設）の議案について、提案理由を申し上げます。

地域の資源である温泉を活用し、町民の健康及び福祉の増進並びに地域内の交流
人口の拡大と地域の活性化に資することを目的として設置しています石峠レイクラ
ンド交流施設については、これまで第三セクターである株式会社レイクラ
ンド西郷を指定管理者として管理運営を行ってきましたが、利用者が年々減少傾向にある状
況に加え、新型コロナウイルス感染症の長期化や拡大により社会経済全体が低迷し
ている現状に鑑み、施設の運営自体を抜本的に見直す時期であると捉え、このたび
公募を行ったところであります。

その結果、3社より応募があったため、指定管理候補者選定委員会に諮り、選定
基準を満たした株式会社ケイメイを選定したところであります。この選定結果に基
づき、石峠レイクラ
ンド交流施設は令和5年7月1日から令和9年3月31日ま
での3年9か月間を指定管理期間とし、株式会社ケイメイを指定管理者として指定し
たいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの
であります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第12 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について
（西郷歯科診療所）

日程第13 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について
（北郷歯科診療所）

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第7号と議案第8号までの2件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号と議案第8号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第7号及び議案第8号、公の施設の指定管理者の指定について、一括して提案理由を申し上げます。

指定管理者制度を導入している西郷歯科診療所及び北郷歯科診療所について、指定の期間が令和5年3月31日をもって終了することから公募を行ったところ、美郷町西郷歯科保健協会及び美郷町北郷歯科保健協会より申請がありました。

その後、指定管理候補者選定委員会による審査を経て、美郷町立西郷歯科診療所につきましては美郷町西郷歯科保健協会、美郷町立北郷歯科診療所につきましては美郷町北郷歯科保健協会を指定管理候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定より議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3か年であります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第14 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について（清翠園）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第9号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

指定管理者制度を導入している美郷町養護老人ホーム清翠園について、指定の期間が令和5年3月31日をもって終了することから公募を行ったところ、社会福祉法人清風会より申請がありました。

その後、指定管理候補者選定委員会による審査を経て、美郷町養護老人ホーム清翠園につきましては、社会福祉法人清風会を指定管理候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定より議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第15 議案第10号 八峡辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第10号 八峡辺地総合整備計画の変更についての提案理由を申し上げます。

交通条件や経済・文化的条件により一定の要件を満たす辺地において、公共施設等を整備する場合は、財政上の優遇措置が講じられることとなっています。西郷八峡辺地に係る総合整備計画については、最終年度の令和5年度事業に係る辺地債充当予定額が計画を超える見込みであるため、八峡辺地に係る総合整備計画を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第16 議案第11号 北郷平山木工団地の財産（土地）の無償貸付についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第11号 北郷平山木工団地の財産（土地）の無償貸付について提案理由を申し上げます。

北郷地区平山木工団地につきましては、平成22年6月15日付、議案第55号において、原案可決により建物（工作物含む。）については無償譲渡により財産処分を行っております。土地については、同じく平成22年6月15日付、議案第56号により無償貸付を行っております。

今回、前回契約から10年以上経過し、今後の貸付条件等の協議を行う必要もあるため、令和5年4月1日からの3か年間、引続き、耳川広域森林組合へ土地を無償貸付したく、議会へ提案するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第17 議案第12号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第12号 美郷町営賃貸住宅条例の一部改正をする条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、美郷町南郷神門地区に建設中の移住定住促進単身者住宅の完成に伴い、入居者の資格を定める必要が生じたため、条例を一部改正するものです。

主な改正内容は、入居者の資格に年齢制限を定め、町内居住の単身者及び町外からの移住希望の若者世代の定住の促進を図る目的であります。それに伴い、別表第1に「美郷町移住定住単身者住宅」を追加するもので、地方自治法第244条の2

第1項の規定に基づき提案するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第18 議案第13号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第13号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

学校施設につきましては、各学校の名称変更を踏まえ、その改正を行うものです。住宅使用料について、町では、美郷町南郷神門地区に美郷町移住定住促進単身者住宅1棟10戸の建設及び西郷峰地区に美郷町移住定住空き家活用住宅1戸の改修整備を進めております。

完成後は美郷町の町営住宅として管理を行いますので、地方自治法第225条の規定に基づき、使用料徴収条例に追加するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第19 議案第14号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第14号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回は、森林法第191条の4の規定により作成している林地台帳について、交付に関する手数料について定めるため、改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第20 議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

おせりの滝民話伝承館は、おせりの滝にまつわる民話・伝説を広く伝え、地域資源を活用し、町内外の人的・文化的交流を図ることを目的として、平成17年度に設置された施設です。当該施設は、設置以来、地元を中心に組織されているおせりの滝と民話の森づくり推進協議会を指定管理者として、施設の維持管理やおせりの滝にまつわる民話・伝説を施設内のパネルや紙芝居等を用いて広くPR活動を行ってきました。

施設も設置後18年が経過し、現在は飲食店営業の印象が強くなっており、施設の設置目的である民話、伝説の伝承及び人的、文化的交流という当初の設置目的は、一定の成果が得られたものであると考えます。

今回の改正は、このようなことを鑑み、令和5年度からは「おせりの滝や周辺の地域資源を活用し、交流・関係人口の創出などを通じて地域活性化を図る」ことを目的としたおせりの滝多目的交流館として別表第1及び別表第3の「施設名称」及び「設置目的」を変更する改正となります。

なお、今後の利活用につきましては、引き続き、指定管理者制度を活用しながら町を代表する観光景勝地であるおせりの滝の玄関口に位置する施設として、より一層観光の振興や交流・関係人口の創出及び地域の活性化に寄与するような利活用案を広く募集することとします。そのことにより、施設を利活用する方の考えやアイデアで、自主事業の展開ができるようになります。

次に、南郷温泉山霧の施設内に位置する南郷有機農産物直売所については、地域ブランド化を促進するため、地域特産品を消費者に提供し、ニーズの把握等により農林業の活性化と観光の振興を図ることを目的として平成10年度に設置された施

設ですが、設置後、長きにわたり利用されていない状態であることから、令和5年4月から指定管理者が変更となるタイミングに合わせて、当該条例別表第1の「特産物直売所」の項目から「南郷有機農産物直売所」の項を削除し、新たに同別表第1の「南郷温泉施設」の項目に「その他施設設置の目的を達成するために必要な施設」として位置づけ、指定管理者のアイデアにより利活用を進めていただくことを想定いたしております。

次に、学校給食施設的美郷町立南郷学校給食センター及び美郷町立北郷学校給食センターは、それぞれ施設一体型の幼小中一貫校として整備される際、新設移転されておりますので、その住所に改正を行うものです。

最後に、美郷町西郷生涯学習センター（旧西郷図書館）については、令和2年度に西郷ニューホープセンター内に移設しておりますので、改正するものであります。

以上で説明を終わります

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第21 議案第16号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第16号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

国民健康保険の被保険者が出産したときに支払われる出産育児一時金につきましては、現在、一部の例外を除き、当該一時金の支給額と産科医療補償制度の掛金額の合計額、総額42万円を支給しているところであります。

今般、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が公布され、令和5年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金の支給額が引き上げられることに伴い、現行の40万8,000円から48万8,000円へ改正するものであります。

なお、この改正により、産科医療補償制度に加入する病院等で出産した場合は、掛金額の1万2,000円を加えた総額50万円を支給することとなります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第 1 7 号から議案第 1 9 号までの 3 件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 7 号から議案第 1 9 号までの 3 件は一括議題とすることに決定しました。

3 件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 1 7 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 1 8 号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第 1 9 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

議案第 1 7 号につきましては、「児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されている」との指摘がある親権者の照会権に係る民法の規定が削除されました。

これに合わせ、内閣府令において、児童福祉施設の施設長等が入所児童等に行う措置について、懲戒権に関する規定が削除されることから、本町条例についても同様の改正を行うものです。

また、昨年 9 月に静岡県牧之原市の認定こども園において送迎用バスに園児が置き去りにされ亡くなるという痛ましい事故が発生をしております。このような状況から、園児等の安全対策のため、国では児童福祉関連施設の設備や運営に関する基準等を定める各種省令等の改正を行い、これに伴い各自治体では、関連する条例に

において同様の対応が求められることとなりました。

内容としましては、安全計画または業務継続計画の策定、送迎用自動車を使用する場合の園児の所在確認及び安全装置の備え付け、感染予防等の衛生管理等に対する対応に係るものでありますが、家庭的保育事業等については議案第18号において、放課後児童健全育成事業については議案第19号において、それぞれ設備と運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第25 議案第20号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第20号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第10号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定及び確定見込みによる不用額の更正が主なものであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ5億5,044万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億5,291万2,000円とするものであります。

主な補正の内容につきまして歳入から説明いたします。

初めに、町税に3,412万7,000円を追加しました。町民税1,192万4,000円、固定資産税1,768万4,000円、入湯税203万6,000円の増額が主な理由です。

次に、地方譲与税に787万5,000円を追加しました。地方揮発油譲与税191万円、自動車重量譲与税に579万3,000円、森林環境譲与税に17万2,000円を追加しました。いずれも交付額の見込みによる補正であります。

法人事業税交付金に598万2,000円を追加しました。

次に、地方消費税交付金に1,020万6,000円を追加しました。地方消費税交付金のうち社会保障費分661万円の増額が主な理由です。

地方交付税に6,030万5,000円を追加しました。これは、普通交付税算定項目への臨時経済対策費の創設があったことに伴い、追加交付が決定されたものです。

次に、分担金及び負担金から1,938万2,000円を減額しました。これは

災害復旧費分担金の農地・農業用施設災害復旧費分担金（補助災）から1,540万9,000円を減額、総務費負担金の防災行政無線等施設運営負担金から426万2,000円の減額が主な理由です。

次に、国庫支出金に688万4,000円を追加しました。これは民生費国庫負担金のうち保育委託費国庫負担金から1,553万7,000円、民生費国庫補助金のうち子育て世帯等臨時特別支援事業補助金から1,100万円の減額をし、災害復旧費国庫負担金のうち公共土木施設災害復旧費負担金に3,514万7,000円を追加しました。結果、国庫支出金全体では増額となりました。

次に、県支出金から6,482万円を減額しました。各費目とも事業費の確定見込み額による補正が主な要因ですが、うち農地・農業用施設災害復旧事業補助金1,091万8,000円の減額、林道施設災害復旧事業補助金4,550万円の減額が主な理由です。

次に、財産収入に314万円を追加しました。これは町有林の立木伐採売払いに伴い、公有林立木売払い収入に263万9,000円を追加し、町所有重機売払いに伴い物品売払い収入に56万1,000円を追加したことが主な理由です。

次に、基金繰入金から5億6,331万5,000円を減額しました。歳出全般の減額やふるさと応援基金繰入金の充当により、財政調整基金繰入金を減額したことが主な理由です。

最後に、町債から4,190万円を減額しました。事業費の確定見込みに伴う補正であります。

続いて、歳出について御説明いたします。歳出につきましては、経常的経費及び各事業の見込額の確定による補正が中心であります。

初めに、議会費から47万4,000円を減額しました。職員人件費の不用額更正であります。

次に、総務費から全体で3,814万8,000円を減額しました。

主なものとしては、一般管理費の職員人件費1,150万円の減額、企画費の地域おこし協力隊に係る地域おこし活動費633万5,000円の減額、電算システム管理費のその他電算管理費2,896万5,000円の減額、CATVセンター運営費146万円の減額、参議院議員選挙費352万円の減額、県知事選挙費237万円の減額などであり、ふるさと納税返礼品2,071万6,000円の追加はありましたが、その他の項でも、経常的な経費の不用額更正等により、全体では減額となりました。

次に、民生費から5,806万6,000円を減額しました。社会福祉総務費の臨時特別給付金事業の事業確定による不用額更正1,580万円の減額、災害救助費940万1,000円の減額などが主なものであり、その他の経費につきましても全般的に減額となりました。

次に、衛生費から712万7,000円を減額しました。保健衛生総務費の西郷保健センター管理費106万7,000円の減額、予防費の各種検診事業費198万6,000円の減額、予防接種費152万1,000円の減額、清掃総務費の次期最終処分場整備基金積立負担金325万円の減額などが主な理由であります。

次に、農林水産業費から8,696万円を減額しました。農業振興費で3,182万4,000円の減額、畜産業費で373万5,000円の減額、農地費から328万円の減額、地籍調査費386万8,000円など、農業費全体で4,447万7,000円を減額しました。林業振興費から1,760万6,000円の減額、林道整備費から1,858万7,000円の減額など、林業費全体で4,137万

5,000円の減額とし、不用額の更正を行っております。

次に、商工費から692万1,000円を減額しました。商工振興費の新型コロナウイルス感染症対策商工業サポート事業補助金224万2,000円の減額、商工業制度資金利子補給補助金150万円の減額、鉱害処理費の速日鉱山施設管理費110万2,000円の減額などが主な理由であります。

次に、土木費から4,608万3,000円減額しました。これは、道路維持費の町道維持管理費522万2,000円の減額、道路新設改良費の過疎対策事業費1,764万1,000円の減額、防災・安全交付金事業（メンテナンス）609万3,000円の減額、公営住宅建設費の公営住宅建設事業費506万3,000円の減額、一般住宅支援費800万円の減額などが主な理由であります。

次に、消防費から808万8,000円を減額しました。防災無線施設費の防災無線施設管理費867万7,000円の減額が主な理由であります。

次に、教育費から3,261万1,000円を減額しました。事務局費の高校生就学支援補助金362万円の減額、旧渡川中学校体育館解体工事請負費の執行残不用額1,343万7,000円の減額、特別職及び一般職員人件費120万円、会計年度任用職員人件費225万円の減額、幼稚園費の幼稚園教員人件費220万円などの減額に加え、コロナ禍の影響による社会教育総務費の青少年交流事業補助金268万4,000円の減額などが主な理由であります。

次に、災害復旧費から2億5,591万6,000円を減額しました。事業費の確定見込みによる不用額更正であります。

次に、公債費から、元金及び利子合わせて590万円を減額しました。

最後に、諸支出金から415万5,000円を減額しました。特別会計繰出金のうち、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金から809万5,000円の減額、国民健康保険特別会計繰出金から419万3,000円の減額、介護保険事業特別会計繰出金78万2,000円の減額、後期高齢者医療特別会計繰出金347万9,000円の減額がありましたが、歳入見込みによります森林環境譲与税基金積立金へ1,163万円追加、入湯税管理基金積立金へ203万8,000円を追加しました。

また、繰越明許費の補正については、第2表にあるとおりです。コロナ禍により労務者や資材等の手配に不測の日数を要したことが事業の進捗に影響したことや、台風14号災害対応に不測の日数を要したことによる事業進捗の遅れが主な繰越し理由であります。

地方債の補正につきましては、第3表のとおりであります。

今回の補正により、令和4年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,291万2,000円となりました。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第26 議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

日程第27 議案第22号 令和4年度美郷町介護保険業特別会計

		補正予算（第3号）
日程第28	議案第23号	令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
日程第29	議案第24号	令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）
日程第30	議案第25号	令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第5号）
日程第31	議案第26号	令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第21号から議案第26号までの6件を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号から議案第26号までの6件は一括議題とすることに決定しました。

6件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第21号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出から、それぞれ1,130万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,375万4,000円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、県支出金から711万1,000円を減額しております。これは、昨年度から導入を進めてきた市町村事務処理標準システムの令和4年度分の財源について、特別調整交付金による措置が見込まれることが示されたため、その他の財源として見込んでいた都道府県繰入金を減額したことが主な要因であります。

また、一般会計繰入金につきましては、各種繰入金の今年度分の算定を終えたため、算定額に応じて合計419万3,000円を減額するものであります。

続いて、歳出予算につきましては、まず、一般職員人件費として37万円、償還金として19万7,000円の追加予算をそれぞれ計上しております。

また、一般被保険者療養費や疾病予防費など、実績の見込み額に合わせてそれぞ

れ減額等を行うとともに、歳入の減額に伴って基金積立金の減額を行うものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第22号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,175万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,031万円とするものです。

今回の補正の主な内容は、歳出につきましては、地域支援事業費の実績見込みにより869万7,000円の減額とし、年度末までの各サービス費の過不足を予備費で調整いたしました。

歳入につきましては、保険給付費の実績見込みに伴い交付額の変更で支払基金交付金が5,121万8,000円、県支出金が89万円減額となっております。年度末までの歳入歳出見込みを踏まえ、予備費等の調整により財政安定化基金からの貸付を受けないことから800万円を減額いたしました。

以上であります。

続きまして、議案第23号 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ347万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億563万5,000円とするものです。

今回の補正の主な内容は、宮崎県後期高齢者医療広域連合への各種負担金が確定したため、歳出において広域連合納付金を347万9,000円減額いたしました。

歳入におきましては、歳出と同様の理由により一般会計繰出金を347万9,000円減額いたしました。

以上であります。

続きまして、議案第24号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ73万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億8,190万6,000円とするものです。

歳入につきましては、水道使用料のうち、現年度分水道使用料から73万円を減額しました。

歳出につきましては、予備費から73万円を減額しました。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第25号 令和4年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第5号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億374万9,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、職員人件費不要分295万円及び人事異動等による会計年度任用職員人件費不要分198万3,000円の減額であります。

歳入補正の主なものは、県補助金342万円の増額及び人件費の減額に伴う一般会計繰入金809万5,000の減額であります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案26号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入につきましては、収入予算の組替えでありますので、収支総額の増減はございません。

主な内容につきましては、医業収益として入院・外来ともにそれぞれ512万5,000円、570万9,000円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種委託金等の増加により1,299万9,000円の増額計上をしております。

また、資本的収入におきましては、工事の入札により執行残が生じたため、一般会計出資金を109万9,000円減額しております。事業勘定繰入金においては国保調整交付金の事業確定に伴い15万4,000円減額補正しております。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩に入りたいと思います。

再開を15分からいたします。

(休憩：午前11時08分)

(再開：午前11時14分)

【議長 山本 文男】

皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

【議長 山本 文男】

日程第32	議案第27号	令和5年度美郷町一般会計予算
日程第33	議案第28号	令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第34	議案第29号	令和5年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第35	議案第30号	令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第36	議案第31号	令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
日程第37	議案第32号	令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第38	議案第33号	令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第39	議案第34号	令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第27号から議案第34号までの8件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号から議案第34号まで8件を一括議題とすることに決定しました。

8件につきまして、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

令和5年度 美郷町施政方針。

本日、令和5年第1回美郷町議会定例会の開会に当たり、町政運営に臨む私の所信と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

本町は、少子高齢化や人口減少を起因とする農林業や商工業の後継者問題、地域活力の低下など、多くの課題がございます。併せて、令和4年台風14号の豪雨により、町道や施設等に甚大な被害を受けたところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類とする政府の方針であります。その先行きは依然として不透明であります。また、円安の進行とロシアのウクライナ侵攻に端を発した不安定な国際情勢によって、エネルギーをはじめとする物価高騰の影響が継続しております。

令和5年度におきましても、「全ては町民のため」の下、本町の諸課題に真摯に向き合い、厳しい財政状況に変わりはありませんが、地方自治の本旨に基づいて、緊急性等を考慮しつつも機を逸することなく万全な対策を講じてまいります。

また、令和4年台風14号の災害復旧工事等につきましても、国や県と十分に協議を行いながら、迅速かつ着実に執行してまいります。

私の政治信条であります「町民とつくる対話と協働の町政」、「信義誠実で透明性のある町政」、「スピード感のある町政」を基本理念に、

- ①町民目線のまちづくり
- ②持続可能なものづくり
- ③思いやりのあるまちづくり
- ④人財づくり
- ⑤住みたいまちづくり

の5点を目指す政策として、私に託された役割と責任をしっかりと果たしていく所存でございます。

さて、日本経済はコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円高の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰など、経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。

令和4年12月2日に閣議決定された国の令和5年度予算編成の基本方針では、足元の物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長へのエンジンへと転換し、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路へ乗せていくこととしております。

令和5年度予算編成に当たっては、令和4年度第2次補正予算と一体として、令和5年度予算編成基本方針と経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）に沿って、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術等の成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保をはじめとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、めり張りの利いた予算編成を行い、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届けることとしております。

このような中で、国の令和5年度一般会計の総額は、114兆3,812億円で、初めて110兆円を超えて過去最大を更新しております。

歳出につきましては、高齢化に伴って社会保障費が6,154億円増の36兆8,889億円となっています。

防衛費は、令和4年度当初予算を1兆4,192億円上回る6兆7,880億円で、過去最大となりました。また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策、ウクライナ情勢などに備えるための予備費に5兆円、地方自治体に配付する地方交付税交付金は、令和4年度当初予算より5,166億円増の16兆3,992億円を計上しております。

歳出につきましては、税収を過去最大69兆4,400億円と想定し、ほかに9兆3,182億円の税外収入を見込んでおります。不足する35兆6,230億円は、新規国債を発行して補うとしております。

さて、美郷町では第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、昨年より人口減少という最大の課題に取り組み、美郷町地区別定住戦略（通称：ちくせん）を策定し、新たなまちづくりの挑戦を始めました。これは、子育て支援、地域づくり、しごとづくり、移住・定住支援を軸として、行政、町民、地域、団体、企業など町全体で、各地域の魅力・資源・人材を掘り起こし再確認して、町の再生・活性化を図ろうとするものです。この取組が「住んでよかった」「住み続けたい」と感じることができるとつながるよう鋭意努めてまいります。

美郷町になり17年目を迎えました。次の世代が確実に成長していることを実感します。しっかりとバトンを引き継いでもらえるよう、時代の流れに対応できるまちづくりとともに、心の絆をしっかりと結び、田舎の原風景を守りながら、お互いが支え合う地域づくりを目指してまいります。

以下、主な施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

1. 農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。特に農林業の担い手の確保と育成対策の充実を図り、農林業の振興と地域活性化を推進します。

農業の振興につきましては、日本型直接支払制度や農業人材力強化総合支援事業等、国県の農業政策を活用し、農業生産活動が継続できる体制づくりに努め、農業所得の向上と経営安定を図るとともに、親元就農や事業承継による新規就農者の確保を目指します。

また、燃油や肥料、飼料の高騰等、昨今の情勢を鑑みた支援を行い、栽培面積や飼養頭数、飼養羽数の維持・拡大、生産者の営農意欲向上に努めます。関連して耕畜連携の推進により、循環型農業の確立を目指し、遊休農地化の抑制を図ります。

また、将来の農業や農地利用の在り方等、農地の集約化や担い手の確保・育成について、本年4月に改正予定の関係法令に基づき、地域計画の策定に取り組み、本

町農業の振興・発展に努めてまいります。

林業の振興につきましては、森林整備計画の基本方針にのっとり、適切な森林施業を推進し、特に伐採後の的確な更新が図られるよう再造林を強く促していきますが、これに伴う林業事業体の強化、担い手・後継者の確保、人材育成のため、森林環境譲与税を活用し様々な支援を行います。

また、森林整備計画に掲げる水源の涵養や山地災害の防止など、森林の持つ多面的な機能を発揮させ、本町が目指す資源循環利用の森林づくりによる健全な森林資源の維持造成のため、保安林化に取り組みます。シイタケや木炭等の特用林産物については、生産者の負担軽減と作業の効率化を図る施策により、生産意欲を促し、生産量や品質の向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、これまでどおり関係機関や団体と連携して、捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策を強化し、被害軽減に努めてまいります。

6次産業化につきましては、町が中心となって取り組むこととした美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想を令和元年に策定し、産業の振興に取り組んでいるところでございます。町内において、栗加工施設が6次産業化の形態を達成している唯一の施設でありますので、町の6次産業化のモデルとして栗のさらなる振興を図りながら、町全体の6次産業化推進のための財源を確保し、他の農産物の振興にもつなげてまいります。

2. 商工業、観光の振興

商工業の振興につきましては、商工業活性化の中心的な役割や地域コミュニティ機能を担う商工会への支援をはじめ、中小企業育成、意欲ある法人・個人等が行う新規起業や経営拡大などの各種支援制度によって継続的に支援します。

今後も、商工業の維持活性化のため商工会との連携を密にしながら、地域の特徴を踏まえ各種事業を展開してまいります。

また、コロナ禍で影響を受けている、商工業事業者への支援につきましても、引き続き、国や県の支援策と歩調を合わせながら、地域の実情に沿った支援に努めます。

観光振興につきましては、これまで地区ごとに展開してきた里づくり事業を生かしながら、それらを集約する新たな観光ブランド「DRIVE TO MISATO」のプロモーション活動を継続して実施してまいります。そのことにより、町内に点在する観光景勝地への周遊機会の創出を図るとともに、体験型、交流型のツアーの推進を通じて、交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。併せて、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、ホームページやSNSなど、多様な媒体を活用した情報発信に努め、観光の振興につなげてまいります。

3. 道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適正な維持管理を行うことにより道路施設の長寿命化に努めます。また、生活の利便性向上や交通の安全性を確保するために、国、県の補助事業及び過疎対策事業などを活用し再整備に努めてまいります。

国道388号につきましては、美郷町役場本所と南郷支所を結ぶ全線が2車線となり、観光・経済の活性化の追い風になるものと期待したところであります。

今後の整備促進については、松瀬工区の前倒ししての早期完了をお願いしつつ、美郷町側への早期の事業着手、新屋敷工区の早期の工事着手を関係機関と連携しながら要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都・南郷線、宇納間・日之影線、東郷・西都線等、計画的な整備が進められています、が今後も継続して要望活動を行ってまいります。

また、地域公共交通対策につきましては、通院や通学、買物など、町民の多様な移動ニーズに対応するための重要な施策の一つです。

現在、交通空白地帯の解消と高齢者福祉の観点から、コミュニティバス（通称：みさとバス）を運行しており、主に通院を目的とした利用があることから、引き続き、地域の移動手段として持続可能な体制を整備してまいります。

また、本町と近隣自治体とを連絡する地域間幹線系統及び広域路線バスについては、町外への貴重な移動手段として位置づけられているため、新たな利用者の確保を図りながら、その存続と路線維持に努めるとともに、ニーズに応じたダイヤの改正や車両の小型化など、県や沿線自治体と共に運用システムの抜本的な見直し検討を進めてまいります。

4. 水道施設・生活排水処理施設の整備

簡易水道施設は欠かすことのできない生活基盤でありますので、持続的な経営を念頭に施設の改修・更新と維持管理に努めてまいります。

農業集落排水施設につきましても引き続き、適正に管理し、併せて今年の台風14号で被災した和田若宮地区及び花水流地区施設の本復旧に努めてまいります。

また、地域・個人管理の給水施設や合併浄化槽につきましては、整備方法の助言や維持管理等の支援に努めてまいります。

5. 環境衛生の充実

家庭ごみの適正処理につきましては、日向東臼杵広域連合と連携して、圏域全体で取り組むとともに、資源循環型社会への転換を推進するため分別収集の啓発を重点的に行い、ごみ減量化・資源化に積極的に取り組みます。

また、不法投棄防止の啓発やパトロール等による監視に継続して取り組みます。

6. 環境保全の推進

本町は、緑豊かな山林や、小丸川・耳川及び五十鈴川等美しい自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行ってまいります。

7. 住宅環境の整備

既存の町営住宅につきましては、公営住宅等ストック総合改善事業等による改修・改善工事を計画的に進めるとともに適正な維持補修に努め、住宅の長寿命化と居住環境の向上を図ります

また、耐用年数の経過した町単独住宅につきましては、取壊しや売却などを行い維持管理費の削減に努めます。さらに、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に位置づけられている移住・定住支援の中から住宅施策について重点を置き、「空き家サブリース」、「分譲地」の整備を行ってまいります。

一般住宅につきましては、町民の生活環境の向上、定住促進、経済活性化、木材振興等を目的に、町産材または流域材を活用することを条件として、新築・増改築を行う町民を支援してまいります。

8. 移住・定住の推進

移住・定住につきましては、お試し滞在宿泊施設を活用した就業体験や田舎暮らし体験の実施や国県の移住支援金の活用、住まいの情報発信を行い、移住定住の促進を図ってまいります。

また、住まいにつきましては、官民一体となって空き家等情報バンク登録数の増加を図り、紹介できる住宅の確保に努めてまいります。

雇用につきましては、ハローワークやふるさとみやぎ人材バンクと連携しての情報提供に努めてまいります。

9. 情報通信基盤の整備

地域情報化対策につきましては、CATVネットワーク網が町内全域にわたり整備されています。自主放送の充実を含めその安定運営と維持管理に取り組むこととします。

また、ネットワーク光化事業完了により、町内全域で4K放送及び高速通信に対応できる光ネットワークが整備され、町内の放送・通信環境格差是正が図られ、基盤強化がなされました。全ての町民が情報通信技術（ICT）の恩恵を享受できるよう、今後も地域情報化の推進に取り組んでまいります。

また、庁内情報化対策につきましては、住民情報や税情報等の自治体クラウドシステムを利用していますので、住民サービスのための事務の効率化・迅速化と安定運用に努めます。

また、デジタル改革関連6法の成立により、令和7年度までに地方公共団体の情報システムの標準化が法的に義務づけられていることから、国の方針に基づいた標準化基準に適合するシステム変更に向けて取り組んでまいります。

さらに、Society 5.0時代を迎え、5GをはじめとするICTインフラ整備と利活用の促進が叫ばれている中、デジタル化をめぐる動きをより一層注視するとともに、今まで以上に新たな情報化の推進に向けて検討を進めてまいります。

10. 保健・福祉の充実

①保険及び保健事業の充実

健康づくりは町民生活に直結する重要な課題であるだけでなく、地域活性化の要でもあります。そのためこれまで特定健診を始めとする各種健診の受診率を高めることに努めてきました。

本町の国民健康保険事業における一般医療費につきましては、1人当たり医療費順位が県内上位になっておりましたが、僅かですが減少傾向にあります。

しかし医療費における生活習慣病の占める割合が増加傾向にあることから、特定健診の事後フォローを今後も継続的に取り組むとともに、医療費の高い疾患のリスクが高い方を中心に、栄養士・保健師により個別訪問による重症化させない支援体制を構築し、被保険者の皆様の理解と協力を得ながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

令和5年度は第3期データヘルス計画と健康日本21第3次計画作成時期になっており、計画による健康増進・疾病予防を通じ、住民の幸せを目指してまいります。

母子保健については、妊産婦健診や乳幼児健診、新たに産後ケア事業の実施により、母子の健やかな成長を支援するとともに、不妊に悩む方に対する助成制度を継続するなど、母子保健対策の充実を図ってまいります。

また、美郷町子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、面談やアンケートを実施しながら継続的に相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型支援の充実を図り、併せて出産・子育て応援ギフトとして経済的支援を行うことで、全ての妊婦・子育て家庭がより安心して出産・子育てができるよう取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染防止対策としては、重症化予防が期待される新型コロナウイルスワクチン予防接種を国の指導の下に、ワクチンに関する情報や予防接種の受け方等町民への説明を行い、安全に安心して接種が受けられるようさらに取り組んでまいります。

② 社会福祉の充実

少子高齢化・超高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できることが求められています。そのためには町政による福祉施策の充実はもとより、町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら福祉の町としての環境づくりをさらに進めてまいります。

③ 児童福祉の充実

町民が安心して子どもを産み育てる環境整備のため、中学生までの子ども医療費の無料化、保育料の無償化・減免、子育て支援センターの充実などの美郷町の子育て支援を継続的に推進してまいります。

また、本町においてもDV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待の報告があることから、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センター等関係機関の連携を強化し、家庭相談の推進や幼児・児童の権利擁護と育成環境の整備に努めてまいります。

④ 高齢者福祉の充実

令和4年12月1日現在、本町における住民基本台帳での65歳以上の高齢化率は51.7%であり、依然として県下トップの状況が続いています。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。そのため引き続き、独居高齢者等への個別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応します。

また、独居高齢者及び高齢者世帯の増加に伴い、在宅高齢者の生活を支援する配食サービスや緊急通報システムの充実に努めます。これまで取り組んできた高齢者の自主的運動教室を継続するとともに、高齢者がそれぞれの関心等に合わせて参加できるような「多様な通いの場所」づくりを地域と共に推進し、高齢者が家に閉じこもることのないよう、地域で支える仕組みづくりに努めます。

高齢者の多くは住み慣れた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための地域包括ケアシステムの構築を継続し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備・拡充を推進します。

この地域包括ケアシステムを実現させるための重要な手法である地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するものであり、会議の定期開催と充実を図るとともに、令和3年度からの3か年計画で策定した第8期介護保険事業計画を基に介護保険事業特別会計の適正な運営を図ります。

さらに、令和2年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を充実させ、高齢者の健康づくり、生きがいつくりの拡充を図ります。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、高齢者が安心して医療が受けられる体制を堅持していきませんが、引き続き、団塊の世代が後期高齢者医療保険に加入してくることから、医療状況を注視しながら適正な運営に努めてまいります。

⑤ 障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き、自立支援給付や地域生活支援事業を適切に実施するほか、関係機関や当事者団体等との連携を図りながら、障がい者が住み慣れた地域で社会と共生できるよう努めます。

また、令和元年度から、様々な地域課題の解決に向けて、障がい児・障がい者支援事業所「そうだんサポートセンターみさと」が開設され、さらに、令和2年度に、

地域全体で支援する協力体制づくりを目的とした地域生活支援拠点整備として、日向市・東臼杵郡基幹相談支援センターが開設されたことから、両センターと協力して手厚い個別支援や支援体制づくりの強化を進めてまいります。

また、令和3年度から3か年で策定した第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に沿って事業を進めてまいります。

⑥ひとり親家庭支援の充実

社会情勢が変化する中で、影響を受けやすいひとり親家庭等の自立促進と児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっています。そのため、子供の養育や経済面・健康管理など多くの困難を抱えているひとり親世帯に対し、医療費の助成などを実施してまいります。

⑦消費生活の安定と向上

若者から高齢者まで幅広い年齢層において、訪問販売や通信販売等の消費生活トラブルが多発している中、地域や関係機関等との連携により悪質商法や詐欺行為を排除するとともに、相談窓口の機能強化や未然防止に向けた消費者教育と啓発活動を強化・推進してまいります。

1 1. 医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法に基づく独立採算制を目指しながら、同時に地域住民の保健、医療、福祉の役割を担うという公的医療機関の立場にあります。今日まで、医療はもとより保健、福祉の面においても中核的な役割を担う機関として、地域包括ケアの実践や在宅医療の推進に努めてきたところ です。

また、令和2年4月からは、安心・安全な医療の提供を目指し、医師の働き方改革への対応や就労環境の改善など、多くの課題を解決するため医療提供体制の改編を行い、現在の体制を構築しました。

今後は、新たに更新が予定されている第8次医療計画や、地域医療構想に基づく医療提供体制の改革に対応するため、病床機能のさらなる再編や機能分化が課題となりますので、それらに対応するためにも、県や大学等の関係機関との連携を密にしながら、派遣医師の継続と定着医師の確保に取り組んでまいります。

町内3つの医療機関を維持し、持続可能な地域医療の確立を目指して、官民が連携しながらさらなる医療の充実を目指してまいります。

1 2. 防災対策の充実

本町は、地理的・自然的条件や地球温暖化による異常気象により、大規模な風水害や土砂災害の発生が懸念されています。このことから、美郷町地域防災計画や美郷町国土強靱化地域計画など各種計画に基づき、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った美郷町を目指します。

また、国、県、町、町民全員が参加する自主防災組織及び事業者が連携し防災・減災、国土強靱化に取り組めます。

1 3. 消防・救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり、地域防災の要であります。本町としましても、地域密着性、要員動員力、即時対応力の特性を生かしながら、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備など、消防力の向上に取り組めます。

救急業務につきましては、救急や搬送に関する業務の一部を民間に委託し、救急救命士が同乗する救急搬送体制を構築しております。救急救命士による現場での傷

病者観察や処置、病院へ搬送するまでに傷病者の状態や状況を病院側へ的確に伝えるなど、病院側の受入れ態勢の充実も図られております。さらに、救急救命士によるドクターカーやドクターヘリ、防災ヘリの要請判断を実施し、いち早い医療介入につなげております。

本年度も引き続き、町内全域に救急救命士の手が届く体制を構築し、町民が安全で安心できるサービスの充実を図ります。

また、関係機関との連携の強化、施設の整備や従事者への教育・講習等を実施し、業務の充実に努めてまいります。

14. 治山・砂防・河川対策の充実

治山・砂防対策につきましては、自然災害から町民の生命・財産を守るため、河川対策につきましては、災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止することを目的として、築堤や河床堆積土砂の除去対策事業の導入に向けて、国や県へ積極的な要望活動を行うとともに、土捨て場の確保にも努めてまいります。

15. 防犯対策の充実

防犯対策につきましては、警察や駐在所連絡協議会、日向地区防犯協会と連携し、町民の防犯意識の高揚を図ります。また、防犯灯のLED化の推進や既存設備の維持補修等を行い、犯罪の未然防止に努めてまいります。

16. 交通安全対策の充実

交通安全対策につきましては、警察、交通安全対策協議会、交通安全協会及び交通指導員会等の関係機関団体と連携を図りながら、町民一人一人に交通安全思想の普及を図ります。

併せて、高齢者の交通事故防止を図るための「みさと安全運転」を推進し、交通安全施設や通学路の点検・改善を行ってまいります。

17. 教育の振興

本町の教育全般におきましては、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいを持って対応できるよう「たくましい体」、「豊かな心」、「すぐれた知性」を備え、郷土の有為な形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成を目指し教育の振興を図ります。

生涯学習の推進につきましては、地域課題の解決に関する講座を設けるなど、町民が主体的に学び、地域生活に生かしていける体制の整備を行います。

また、生涯学習人材バンクの活用を図り、各種学級、講座、教室等の運営及び図書館を中心とした生涯学習施設の充実と利用の促進、スポーツ・レクリエーションを気軽に親しめる環境づくりに努めます。

学校教育の充実につきましては、本町の教育目標である「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身につけ、自分に自信と誇りが持てる、心豊かな人材を育成する」の実現へ向け、本町の教育資源を生かした「美郷ならではの一貫教育」を推進させ、施設一体型幼小中一貫校の強みを生かした教育活動を展開してまいります。

また、様々な理由により登校が困難な児童生徒に対し、今年度新設を目指す教育支援センターにおいて、一人一人に寄り添ったきめ細かな学びを保障してまいります。

社会教育の推進につきましては、全ての町民が生きがいを持って過ごせる社会の構築と、町民一人一人が自ら学び、地域に貢献できるよう体制の整備を図ります。

家庭教育の推進としましては、「生きる力」、「心の教育」の基盤を確立するため、

全ての教育の出発点（根底）であるとの認識を深めるとともに、家庭が本来、果たすべき役割を見据え、各家庭の教育力の向上と地域による家庭教育支援体制の整備充実を図ってまいります。

18. 地域コミュニティ対策

地域コミュニティの活性化を図るため、その核となる自治公民館の活動に対する支援体制の強化と学校を核とした地域づくりを目指し、地域人材の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「コミュニティ・スクール事業」「地域学校協働活動事業」を推進してまいります。

19. 伝統文化の継承と活用

地域に伝わる伝統文化は、地域コミュニティや文化の振興を図る上で貴重な資源であります。これをしっかりと継承することを目指して、伝統芸能等の保存、継承、活用を図るため、後継者や指導者の育成を積極的に支援します。

また、本年度においては郷土芸能保存事業を立ち上げ、地域の貴重な伝統芸能の映像記録を行ってまいります。

20. 国内外交流の推進

沖縄県豊見城市と行っている姉妹都市交流は、子ども会育成連絡協議会等を介しての人事交流と産業・経済・行政の多様な交流により友好の絆は確実に、より固く結ばれています。

今後さらに行政間相互の人事交流を含め、あらゆる世代で積極的に深めてまいります。韓国扶餘邑(プヨユウ)や林川(イムチョン)中学校との国際交流事業につきましては、今後も扶餘邑(プヨユウ)との絆を生かした交流を続けるとともに、町民レベルでの交流や、韓国からの国際交流員によるハングル講座、幼児・児童・生徒への国際理解教育、異文化紹介などの事業をさらに充実、発展させてまいります。

また、百済王族にまつわる伝説等を生かした取組については、地域活性化や伝統文化・文化財の継承、PR事業などに積極的に取り組み、関係市町と歴史文化や観光などについて、多方面で協力をして活動を行ってまいります。

21. 住民参加の促進

① 広報広聴の充実

地域の特性を生かした住みよい地域社会の形成には、町民の声を施策に反映させることが重要です。町民の町政に対する意見や提案を広く収集できるよう、そして、町民の声を町政に生かせるよう努めてまいります。また、まちづくりに関心を持ってもらうため、あらゆる媒体を活用し町民が様々な情報を得られるよう努めてまいります。

② 町民との協働の推進

令和2年度から、町内の24行政区ごとに住民が主体となって取組を定め実践する美郷町地区別定住戦略事業を実施しています。先行して実践している地区は今年から事業を実施していますが、令和5年度からは全ての地区において事業が開始される予定です。各地区が主体となって計画した事業ですので、その計画に沿った取組をきめ細かに支援してまいります。

③ 男女共同参画社会づくりの推進

あらゆる分野の計画の策定や事業の運営等、まちづくりに積極的に町民の声を反映させるため、各種審議会、委員会、協議会などを活用しながら、町民の参加機会の拡大を図ります。

各種委員の登用に当たっては、新たな人材の発掘と、女性委員の登用に努め、積極的に男女共同参画社会の形成に取り組んでまいります。

22. 行政運営の充実・強化

これまでの累次にわたる行政改革により、行財政の様々な分野について見直しを図ってきましたが、厳しい財政状況の中、社会経済情勢の大きな変化に対応していくためには、引き続き、行政改革に取り組んでいく必要があります。

令和4年度に作成した第6次美郷町行政改革大綱に基づき、今後も本町を取り巻く環境に対応したスピード感を持った行政サービスの提供と、住民と行政が一体となった行政改革に取り組めます。

23. 財政運営の充実・強化、地籍調査事業

① 財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、自主財源の確保と節減合理化を進めてまいります。

そのため、町税の適正で公平な課税と徴収に努め、地方交付税など国の動向に左右されるものは、その動きを常に注視し、適正に本町の財源へ反映できるよう努力するとともに、事務事業を単に前例踏襲するのではなく、より効果的・効率的なものとなるよう検証・見直しを行ってまいります。

② ふるさと応援寄附金

本町のふるさと応援寄附金につきましては、今後も返礼品を充実させるとともに、寄附者への感謝の気持ちを伝えるため、寄附金の使い道を公表し、貴重な自主財源確保に努めてまいります。

③ 地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、令和4年度をもって町内の一筆地調査、地積（面積）測定業務が完了しました。

令和5年度は、令和4年度に地積（面積）測定業務を実施しました南郷地域の山三ヶ地区13.30平方キロメートル及び西郷地域の田代（峰・千本）地区6.45平方キロメートルについて、成果の認証請求業務を行います。この成果による登記完了をもって地籍調査事業の完了となりますので、速やかに業務を進めてまいります。

（むすび）

むすびに、本町の令和5年度予算の編成に当たっては、台風14号災害からの復旧・復興を最優先事項としつつ、燃油・物価高騰に対応した施策にも積極的な予算配分を行いました。

一方、積極的な行政運営を行うために自主財源の確保に努め、ふるさと応援寄附制度、及び企業版ふるさと納税制度等の取組を一層強化するなど、あらゆる事業の財源について積極的な確保を図り財源確保に最大限努力するものとします。

併せて、各課事務事業、及び補助金等の見直しなどを継続して実施し、効果的かつ効率的に諸施策を推進するべく、美郷町独自の振興策を実現する実行予算を編成しました。

結果、一般会計予算で総額が94億2,299万1,000円となり、令和4年度との比較では13億8,094万円、17.2%の増額となりました。

次に、特別会計では、6つの特別会計の予算額が合わせて26億4,920万5,000円、病院事業会計の予算額が7億9,260万1,000円となり、一般会計と合わせた令和5年度の美郷町予算総額は128億6,479万7,000円となりました。

以上、令和5年度の施政方針と予算規模について述べましたが、「豊かで活力ある安全・安心な郷づくり」の実現を目指して、全力を尽くしてまいります。

町民の皆様と議員各位のなお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。
以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月7日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日3月3日、金曜日は、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようにお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(閉会：午前11時59分)